

第21回 先取特権

2015/01/19
松岡 久和

【先取特権】

- Q①先取特権とはどういう権利で、なぜ認められるのか。
②公示を欠く先取特権が優先弁済を受けることはどう評価されているか。

1 先取特権の意義と機能

- ・意義：優先弁済権付与による一定の債権の強化（303条）
- ・特徴：①非占有担保、②対象物との関連性や公示は必ずしも必要でない（加賀山：法律で公示されている）
一般債権者の利益を害するとの批判←→特別法による多種多様な先取特権
- ・根拠：多様な政策的配慮

- 例
- ①無資力危険負担の公平の確保：共益費用の先取特権（306条1号・307条）
 - ②弱小債権者への社会政策的配慮：雇傭関係の先取特権（306条2号・308条）
 - ③債務者に必要な給付を行う契約の促進：葬儀費用の先取特権（306条3号・309条）
なお特定産業振興も：種苗肥料供給の先取特権（311条6号・322条）
 - ④黙示の担保意思：不動産賃貸の先取特権（311条1号・312条-315条）
 - ⑤公益的収入の確保：租税債権、国等の徴収金債権、社会保険料債権（税徴8条以下、地稅14条以下、自治231条の3③2文、健保182条など）

※社会生活・経済生活というゲームへの参加料という性格⇒責任財産からの除外が当然

- ⑥担保設定手続の省略⇒資金調達コスト削減・出資の促進：一定法人の社債等
- ・戦後の法令整備期から高度成長期にかけての立法が多く、経済政策の動向との関係が深い。⑤⑥を主たる理由とする特別立法が多い

【参考文献】 松岡久和「特別法上の物権」遠藤浩ほか監修『民法財産法注解(2)物権』（青林書院、1997年）61頁以下

2 先取特権の性質

- ・付従性、物上代位性（304条）、不可分性（305条）
- ・随伴性については否定説もあるが（道垣内）、給料債権の譲渡担保によって融資を受けることを考えれば疑問

3 先取特権の種類と成立要件（一部のみ詳述）

- | | | |
|---|---|----------------------------|
| } | 一般の先取特権 | ……………債務者の全責任財産が対象。4種（306条） |
| | ①共益費用、②雇用関係、③葬式費用、④日用品供給
+⑤租税、国や地方公共団体の徴収金、社会保険料など | |
| | 動産先取特権 | ……………特定動産が対象。8種（311条） |
| } | 特別の先取特権 | …………… |
| | ①不動産賃貸、②旅館宿泊、③旅客・荷物運輸、④動産保存、
⑤動産売買、⑥種苗肥料供給、⑦農業労務、⑧工業労務 | ……………特定不動産が対象。3種（325条） |
| | 不動産先取特権 | …………… |
| | ①不動産保存、②不動産工事、③不動産売買 | |

【表】 民法上の先取特権一覧

種類	名称	条	主な根拠	被担保債権	対象
一般の先取特権	共益費用	307	公平確保	共益費用の債権	総責任財産
	雇用関係	308	社会政策	給料その他の雇用関係上の債権	総責任財産
	葬式費用	309	社会政策	相当な葬式費用の債権	総責任財産
	日用品供給	310	給付促進	最後の6か月間の飲食等の債権	総責任財産
特別の先取特権	不動産賃貸	310-316	意思推測	賃料その他の賃貸借関係上の債権	備付財産等
	旅館宿泊	317	意思推測	宿泊料・飲食料の債権	持込手荷物
	運輸	318	意思推測	運送賃及び付随費用の債権	占有荷物
	動産保存	320	公平確保	動産の保存等の費用の債権	当該動産
	動産売買	321	公平確保	動産の代価及び利息の債権	当該動産
	種苗肥料供給	322	給付促進	供給物の代価及び利息の債権	1年内の果実
	農業労務	323	社会政策	最後の1年間の賃金債権	果実
	工業労務	324	社会政策	最後の3か月の賃金債権	製作物
特権	不動産保存	326	公平確保	不動産の保存等の費用の債権	当該不動産
	不動産工事	327	公平確保	不動産工事費用の債権(増価額限度)	当該不動産
	不動産売買	328	公平確保	不動産の代価及び利息の債権	当該不動産

(1) 不動産賃貸の先取特権

- ・発生時期限定(2ないし3期分。315条)、敷金でカバーされない部分のみ(316条)
- ・賃借人が賃借建物に持ち込んだ金銭・有価証券・宝石類・商品にも及ぶ
判例 大判大3・7・4民録20輯587頁、大判昭18・3・6民集23巻147頁
学説 従物や常備家具程度に限るべきとの見解と判例支持の見解が拮抗
- ・対象物の範囲の拡大
 - ①賃借権の譲受人・転借人の動産、譲渡代金・転貸料債権にも拡大(314条。後者は物上代位の一種)
 - ②債務者以外の所有物へも即時取得の準用で成立可能(319条)

(2) 動産売買の先取特権(321条)

- ・売主に先履行義務がある場合に有用←留置権・同時履行の抗弁権がない

(3) 不動産先取特権(325-328条)

- ・共同申請登記が不可欠(成立要件説が有力)⇒注文者の協力が得にくい → 利用時期の限定が厳しい⇒工事の変更に対応困難 → 低調

4 先取特権の効力と消滅

(1) 優先弁済権

- (a) 先取特権の効力の及ぶ範囲と物上代位の実行手続(304条)

- ・実際には主として動産売買先取特権について有意義←333条による消滅の代償措置
- ★建物新築請負工事で下請負人Xは、請負人Aの指示で注文者Yの建物に直接備え付けたシステムキッチンについて、Aに対する債権に基づいて、AのYに対する請負代金債権の上に動産売買先取特権を行使できるか（百I 81=78：請負代金債権が転売代金債権と同視できる限りで肯定）。学説には多様な意見があるが給付された価値が請負工事の成果物の中に存続していれば、より広く物上代位を認めてよいだろう。←247条2項・3項の趣旨
- ・他の債権者の差押え後も配当要求の終期まで二重差押えで対抗可（百I 82=79=P I 331）
- ・債務者の破産後も行使可能（P I 330）；他の倒産手続でも同じ
- ・対象債権の**債権譲渡や転付命令で消滅**
←追及効欠如（P I 330-332）

【参考】 百I 87=85=P I 349（抵当権者は債権譲渡後も物上代位可）⇒先取特権と抵当権の違い
：少なくとも先取特権に基づく物上代位では差押えは第三者保護の趣旨を含む

(b) 先取特権の実現方法

- ・競売申立権：いずれも担保権の実行なので債務名義は不要
- ①不動産に対する先取特権の行使
 - ・不動産先取特権では抵当権同様に登記等、一般の先取特権は「担保権の存在を証する文書」（民執181条1項）
- ②動産に対する先取特権の行使
 - ・債権者の執行官への対象物の任意提出、占有者の差押承諾文書提出または執行裁判所の競売許可決定と搜索（民執190条）⇒対象物の差押え
- ③債権その他の財産権に対して先取特権の行使（物上代位を含む）
 - ・「担保権の存在を証する文書」の提出。債権執行手続による（民執193条）
- ・他の債権者が執行する場合の優先弁済権の主張
 - ・登記のある先取特権以外は、配当要求の終期までに、上記の要件を充たして、二重に競売を申し立てる（民執47条または125条）か配当要求（民執51条、133条、154条）。ただし、物上代位の場合、配当要求では足りず差押えを要する（P I 348）

(c) 対象財産の所有者の倒産

- ・一般の先取特権：**優先的破産債権**（破98条）・**優先的更生債権**（会更168条1項2号）、**一般優先債権**（民再122条）
- ・給料債権の特例：**財団債権**（破149条。破産開始前3か月分のみ）、**共益債権**（会更130条。手続開始前6か月分のみ）；民事再生では手続外で随時弁済（民再122条2項）
- ・特別の先取特権：**別除権**（破65条、民再53条）・**更生担保権**（会更2条10項）

(2) 一般の先取特権の効力の制限（335条）

- ・①不動産以外の財産から、②不動産の中では特別担保の対象とされていないものから
- ・配当加入への懈怠⇒弁済受領可能額は登記をした第三者に対して先取特権行使不可

(3) 先取特権の消滅

- ①不動産先取特権：抵当権に準じ、代価弁済・消滅請求でも消滅
- ②動産先取特権：対象物が第三者に引き渡されれば消滅（333条）
←債務者の処分権の保障（第三者の善意・悪意を問わない）、取引安全の確保
引渡しには占有改定を含む（P I 334：動産売買(?)・335（集合動産譲渡担保））
；この引渡しは取引完結を意味する権利保護資格要件
- ・添付の場合には担保権は失われない：債務者が合成物の所有者になれば、それに担保権の効力が及ぶ（247条2項・3項）。債務者が合成物の所有権を取得できない場合には、合成物所有権取得者に対する債務者の償金請求権（248条）に物上代位できる。

5 先取特権相互や他の担保権との優劣関係

(1) 先取特権の優劣関係決定の特殊性

- ・先取特権の政策的根拠の多様性→複雑な基準が錯綜

【参考文献】 尾崎三芳「特別法による先取特権」『金融担保法講座IV』（筑摩書房、1986年）257頁以下

(2) 先取特権の種類ごとの優劣関係

- ①強制執行費用・滞納処分費・競売費用等（民執84・139・188・192条、税徴9・10条、地方税14条の2、14条の3、破148条1項1号・2号・152条2項、会更127条1号-3号、民再119条1号-3号）
- ②租税や公の徴収金・社会保険料（税徴8条、地稅14条；破148条1項3号では滞納分につき制限）
- ③共益費用の先取特権（329条2項ただし書、330条2項後段、331条1項）
- ④特別の先取特権は、①～③の場合を除いて、一般先取特権より優先（329条2項）

(3) 各種類内部での優劣

- ・一般先取特権相互間－306条に定める順（329条1項）
- ・動産先取特権相互間－330条に定める順
 - 原則** ①当事者の意思の推測に基づく不動産賃貸の先取特権などのグループ、②動産保存の先取特権、③動産売買先取特権などのグループ（同条1項）
 - 例外** ①も債権取得時に②③の存在を知っていた場合や自分の利益になった動産の保存行為の先取特権には劣後（同条2項）
 - 農業による天然果実は特別な順位による（同条3項）
- ・不動産先取特権相互間－325条に定める順（331条。不動産売買先取特権相互では時間順）
- ・同順位の先取特権相互は平等、被担保債権額で按分弁済（332条、破152条1項。例外：税徴8条・12条・13条・14条・26条）

(4) 各先取特権と他の担保権との優劣関係

- ・一般先取特権 vs 抵当権・不動産質権
 - 原則** ともに登記があれば登記の順（177条）だが、両者とも未登記なら一般の先取特権が優先（336条）
 - 例外** **税金債権の優遇**－税金の法定納期限後に成立した他の先取特権や対抗要件を備えた約定担保物権よりも税金債権が優先（その他の優先特例：税徴12・13条）
- ・動産先取特権 vs 質権：意思推測に基づく第一順位の動産先取特権と同順位（334条）
- ・動産売買先取特権 vs 譲渡担保：333条により譲渡担保が優先（PI 335）。様々な批判があり、334条類推適用説が有力。
- ・不動産先取特権：保存・工事の先取特権は先に登記された抵当権にも優先（339条）

演習問題（講義では取り上げません。法セミ706号59-60頁に解説があります）

中小企業のAは、敷金60万円を預けてBから賃借した工場用の建物において、Cから後払いで仕入れた原材料甲を、従業員Dによって加工し、出来上がった製品乙をEらに販売していた。不況により事実上の倒産に追い込まれたAには、Bに対する賃料4か月分・100万円、Cに対する代金債務100万円、Dに対する給与4か月分100万円の未払債務があった（それ以外の大口債務はすべて約定担保が付されている）。その後、Aは、国Fに対して税金300万円の法定納期限を徒過した。他方、Aに残された財産で約定担保が設定されていないものは、工場内に存在する現金100万円、未加工の200万円分相当の甲、販売前の300万円分相当の乙、Eに対する400万円の売買代金債権のみであった。このAの財産からB・C・D及びFはどれだけ債権を回収することができるか（簡略化のために手続費用を問題にしないことにする）。

参照条文 247条2項、304条1項、308条、312条、313条、315条、316条、321条、329条2項、税調8条、20条